

文化活動支援助成金交付要綱

(令和2年12月改正版)

公益財団法人 新潟県文化振興財団

文化活動支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人新潟県文化振興財団（以下「財団」という。）が、県民の文化への関心を高め、自主的な文化活動の活発な展開と個性豊かな県民文化の振興に資するため、県内の文化団体等の自主的な文化活動にかかる事業に対する助成金の交付に関して、必要な事項を定める。

(助成の対象となる活動範囲、事業名、団体、経費等)

第2条 この助成の対象となる文化活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 美術（絵画、彫刻、工芸、書、写真、デザイン、その他）
- (2) 音楽（邦楽、洋楽、その他）
- (3) 演劇（伝統演劇、現代演劇、ミュージカル、その他）
- (4) 舞踊（邦舞、民謡、洋舞、その他）
- (5) 文学（小説、詩歌、俳句、その他）
- (6) 映画
- (7) 生活文化
- (8) その他（県民文化の振興、創造に寄与するもの）

2 この助成金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 県民文化活動推進事業

県内の地方公共団体、文化団体や各種団体等が県内で行う自主企画による文化事業で、県民の文化に対する関心を高め、日常の文化活動を活発にすることに寄与する事業

- (2) 国民文化祭参加事業

県内の文化団体が全国規模の催しである国民文化祭に参加し、公演等を行い、文化の発信と交流を図る事業

3 財団代表理事（以下「代表理事」という）が特に必要と認めるものは前項各号に掲げる以外であっても助成対象とすることができる。

4 この助成金の交付の対象となる団体（法人格の有無を問わない。）、対象経費及び助成金の額等は別記及び別表のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 この助成金の申請書類の提出は、次のとおりとする。

- (1) 県民文化活動推進事業

助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号の1）に必要な書類を添え、地方公共団体は直接、それ以外の団体は、当該団体の所在する市町村を通じて、別に定める期限までに代表理事に提出するものとする。

- (2) 国民文化祭参加事業

助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式第1号の2）に必要な書類を添え、直接別に定める期限までに代表理事に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第4条 代表理事は、助成金交付申請書の提出があったときは、文化活動支援助成金交付事業審査会での事業の審査に基づいて、予算の範囲内において助成の対象及び助成額を決定し、助成金交付申請書を提出した者に対し助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付の条件)

第5条 代表理事は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要なときは、交付の条件を附することができるものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 第4条の規定により通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件等に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付申請取下げ書（様式第9号）により申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定に関わらず、助成事業者の自己都合により取り下げる場合は、その原因となる事実発生後、速やかに助成金交付申請取下げ書を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。また、第8条に定める期限までに、助成事業完了報告書の提出又は助成金交付申請の取下げがなく、催告してもなお回答がないときも同様とする。

(事業計画の変更)

第7条 助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）に以下の変更が生じたときは、助成事業者は、速やかに助成事業変更承認申請書（様式第3号）を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象経費に20%を超える増減があるとき
 - (2) 助成事業内容（地域との交流や普及活動を含む）の変更及び新設又は廃止
- 2 代表理事は、前項の変更承認をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要なときは、変更承認の条件を附することができるものとする。この場合において、助成事業者に対する通知は、助成事業変更承認書（様式第4号）による。

(事業の完了報告)

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内に助成事業完了報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて、代表理事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の助成事業完了報告書の提出は、翌年度4月15日までとする。

(助成金額の確定、交付)

第9条 代表理事は、助成事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ助成金額を確定し、助成金額確定通知書（様式第6号）により通知した後、助成金交付請求書（様式第7号）受理後30日以内に助成金を交付する。ただし、概算払申請書（様式第8号）の提出により、代表理事が特に必要と認めた場合に限り、概算払いの方法により決定額の6割まで交付することができる。

(助成事業の調査)

第10条 代表理事は、助成事業について、必要に応じ助成事業者に対し報告させ、又は財団職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

- 2 代表理事は、前項の規定による調査等により、当該助成活動が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成事業者に対し、これを適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 助成事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(助成金交付の取り消し及び返還)

第11条 代表理事は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 概算払いによって交付した額が確定額を上回る場合の概算払い額から確定額を引いた額
- (2) 助成金の交付の申請、計画変更及び完了報告等の手続きについて虚偽の申告、不正の事実があった場合

- (3) 助成金を事業の目的以外に使用したとき
- (4) 事業の実施に当たって、不正な行為があると認められたとき
- (5) 事業の実施について、助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
- (6) 助成事業者が第10条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避し、若しくは代表理事の指示に従わない場合
- (7) その他この要綱に定めるところに違反したと認められる場合

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年1月10日から施行する。
- 2 文化活動支援事業実施要綱は、平成9年1月9日限り廃止する。ただし、廃止前の要綱により交付決定された助成事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱の改正は、平成11年12月7日から施行する。ただし、改正前に交付決定された助成事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱の改正は、平成14年12月27日から施行する。ただし、改正前に交付決定された助成事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱の改正は、平成18年1月17日から施行する。ただし、改正前に交付決定された助成事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱の改正は、平成23年9月30日から施行する。ただし、改正前に交付決定された助成事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱の改正は、平成25年12月27日から施行する。ただし、改正前に交付決定された助成事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱の改正は、平成27年12月11日から施行する。ただし、改正前に交付決定された助成事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱の改正は、平成30年1月5日から施行する。ただし、改正前に交付決定された助成事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱の改正は、平成30年12月5日から施行する。ただし、改正前に交付決定された助成事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱の改正は、令和2年12月7日から施行する。ただし、改正前に交付決定された助成事業については、なお従前の例によるものとする。